

新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行业務
選考要領

1. 選定方法について

適正な参加申込みがあった者（以下「参加者」という。）について、選考委員会において、提出された企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、事業予定者を選定する。なお、町長が別に必要と認める場合は、提案事業者によるプレゼンテーションを実施できるものとする。

(1) 審査実施日（プレゼンテーション実施日）

令和2年9月25日（金）（予定）

- ・プレゼンテーションを実施する場合は、事前に通知する。
- ・時間については、参加表明書等の受付終了日以後に指定する。
- ・指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とする。

(2) 会場

南知多町役場 2階 第二会議室

(3) 審査対象となる書類

企画提案書（別紙 企画提案書作成要領参照）

(4) 審査する内容

企画提案書作成要領における事業内容の企画提案に示す内容と事業実施体制及び事業実績などから総合的に審査する。（別紙 審査基準書参照）

(5) プレゼンテーション

- ・1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
 - 企画提案書等の説明 20分
 - 質疑応答 10分
- ・プレゼンテーションについては、原則、南知多町役場で行うものとするが、社会情勢により web ツール（zoom 等）を使用して実施する場合もある。実施方法については、参加資格審査結果通知に合わせて連絡する。

2. 審査の方法

- (1) 選考委員会が別紙審査基準書をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を事業予定者とする。
- (2) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ協働発行候補者を決定するものとする。
- (3) 基準点（60点）未満の応募者は参加申込みを失格とする。

3. 選定結果の通知

- (1) 令和2年9月30日（水）（予定）に南知多町ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- (2) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。

審査基準書

審査項目		審査内容	点数
企画提案書	構成・デザイン	視覚的に、見る人に強い印象を与え、南知多町の様々な情報がわかりやすく紹介することができる構成・デザインであるか。	10
	独創性・斬新性	町を紹介する上で、捉え方などに独創性や柔軟性が見られるか。	10
	企画力	業務内容の企画力はあるか。	10
	具体性・現実性	企画提案の内容を具体化するにあたり、現実性があるか。	10
	社会情勢への対応	新しい生活様式へ対応した構成であるか。	10
	広告募集方法	広告主の見込み数が確実に確保できると判断できるか。	10
	独自提案	便利帳を発行するだけでなく、周知する方法や利活用の提案があるか。	20
業務経歴書		過去の実績があるか。	10
業務実施体制		業務を委託するにあたり、実施体制は十分であるか。	10
合計			100